

ふくしまで働く若手社員等交流促進事業 公募型企画プロポーザル募集要領

1 事業について

(1) 事業名

ふくしまで働く若手社員等交流促進事業

(2) 業務概要

本県の結婚支援施策の一環として、婚活イベントへの参加はハードルが高いと感じている若者（県内の企業や団体等に勤める若手社員等）をターゲットとし、スポーツや文化活動など若者等の関心が高く参加しやすい交流イベントを企業や団体等と連携して開催することで、より自然な出会いの場を創出するほか、民間における独自の結婚支援等の取り組みを広く取材し、情報発信することで県内の結婚応援の気運を高める。

(3) 業務仕様

別紙「ふくしまで働く若手社員等交流促進事業に係る企画プロポーザル提案用仕様書」（以下、仕様書という。）のとおり。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

(4) 業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）までの期間

(5) 委託料の上限額

7, 199, 940円（消費税及び地方消費税込み）

2 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - (ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。)
 - (イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

- 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 オ 県税を滞納している者でないこと。
 カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
 キ 円滑な事業運営を行うため福島県内に本店又は支店等を有する者

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県こども青少年政策課（以下、「こども青少年政策課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、こども青少年政策課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

(3) プロポーザルのスケジュールについて

項目	日程
質問の受付	令和7年4月15日（火）12時まで（必着）
質問の回答	令和7年4月17日（木）17時まで
プロポーザル参加表明書提出	令和7年4月18日（金）17時まで（必着）
企画提案書等提出	令和7年4月25日（金）17時まで
審査	令和7年4月28日（月）～令和7年4月30日（水）
審査結果通知	令和7年5月1日（木）
仕様協議・契約	令和7年5月上旬

(4) 上記スケジュールの各項目に係る詳細について

ア 質問の受付・回答

(ア) 提出方法

質問書（第1号様式）により、こども・青少年政策課宛に電子メール又はFAXにより提出してください。送信件名は「【質問】ふくしまで働く若手社員等交流促進事業」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(イ) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和7年4月17日（木）17時までに、こども・青少年政策課のホームページに随時公表します。（質問者に対する個別の回答は行いません。）

イ 公募型企画プロポーザル参加表明書の提出

公募型企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を提出期限までに後述の問合せ先及び各種書類の提出先まで提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

受領後、参加資格等不備がない場合は参加表明書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知いたします。

【提出方法】

参加表明書（第2号様式）を電子メール又はFAXにより提出してください。

送信件名は「ふくしまで働く若手社員等交流促進事業公募型企画プロポーザル参加表

明書」とし、電子メール又はFAX送付後、電話にて送付した旨お知らせください。

ウ 企画提案書等の提出

公募型企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「イ 公募型企画プロポーザル参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を提出期限内に後述の問合せ先及び各種書類の提出先まで提出してください。

【提出方法】

郵送又は持参・・・必着

※持参による提出の受付時間

月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時45分～17時00分

【提出すべき書類】

- ①企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格A4版とする。）
 - ②事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格A4版）
 - ③その他企画提案を説明するのに必要な書類
 - ④会社概要（第3号様式）と直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）
 - ⑤業務実施体制書（第4号様式）
 - ⑥定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。）
 - ⑦法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）
- ※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
- ⑧暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

【提出部数】

上記①～⑤・・・5部（正本1部、副本4部）、⑥～⑧・・・1部（正本1部）

【提案内容】

企画提案書には仕様書に基づき、次の事項に注意して作成してください。

- ①仕様書に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- ②仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。
また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。
- ③仕様書に定める業務のほかに、予算の範囲内において実施できる効果的な業務がある場合は独自提案として具体的に提案すること。

【留意事項】

- ①失格又は無効となる場合
 - ・提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
 - ・提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
 - ・提出書類に不備があった場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ・参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - ・本実施要領に違反すると認められる場合
 - ・その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

②複数企画提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ません。

③提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出の禁止

④辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑤費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

⑥その他

参加者は、応募申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。また、提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。提出された企画提案書等は一切返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 審査

業務委託者の選定は、別途設置する「委託先選定委員会（以下、選定委員会という。）」が行います。選定委員会は、提案書等を書面審査し、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定します。

なお、本プロポーザルは説明会を実施しないため、本募集要領や仕様書を確認のうえ参加すること。（審査基準は下記参照）

【審査基準】

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力			
	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10点
	スケジュール	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。	10点
	業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績や特筆すべき業務成果あるか。	5点
企画提案内容			
	実施方針 （業務理解）	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・意欲的な提案となっているか。	10点
	企画提案 （企画力）	・本事業の目的を達成するのに十分な訴求力があるか。 ・広く参加者を募るための広報手法・募集手法について効果的な提案がなされているか	20点
	企画提案 （効果性）	・企画力の高い効果的、相乗的な事業展開となっているか。	10点
	企画提案 （具体・実現性）	・具体的で、実現性の高い提案となっているか。	20点
	企画提案 （独創性）	・仕様書に記載されていない活用可能な独自提案や、独創的な工夫があるか。	10点
	業務経費	・業務経費は適正であるか。	5点

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

オ 審査結果通知**【通知】**

審査結果は、全てのプロポーザル参加者へ通知するとともに、県こども・青少年政策課のホームページへ掲載する。

カ 仕様協議・契約**【仕様協議】**

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりに反映されない場合もあります。

また、契約後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となります。

【契約金額の決定】

契約金額は上記の協議結果をふまえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。

【その他】

契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった候補者と協議します。

（５）問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（西庁舎6階）

福島県こども未来局こども・青少年政策課（担当：副主査 齋藤 政明）

電話：024-521-7198 F A X：024-521-7747

メール：saitou_masaaki_02@pref.fukushima.lg.jp